

公益財団法人茨城県国際交流協会バナー広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公益財団法人茨城県国際交流協会（以下「協会」という。）のホームページに、企業、団体等のバナー広告（以下「広告」という。）を掲載することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(広告の範囲)

第2条 次の各号のいずれかに該当する場合には、広告を掲載しないものとする。

- (1) 人権侵害、差別、名誉棄損のおそれのあるもの
- (2) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治性又は宗教性があるもの
- (5) 誇大又は虚偽のおそれのあるもの
- (6) 社会問題についての主義、主張のあるもの
- (7) 特定の主義又は主張に当たるもの（意見広告を含む）
- (8) 個人の氏名広告
- (9) あたかも協会が推奨しているかのような誤解を与えるおそれがあるもの
- (10) 協会の目的や趣旨に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (11) その他ホームページに掲載する広告として不相当であると協会が認めるもの

(基準の適用)

第3条 前条で定める基準は、広告の掲載を希望する者が指定したリンク先のホームページの内容についても適用するものとする。

(広告の規格等)

第4条 広告の規格等は、次のとおりとする。

大きさ	320ピクセル × 100ピクセル
データ形式	JPG、PNG、GIF
データ容量	150KBまで
掲載位置	協会ホームページ（トップページ）の下部に並べて掲載

(広告の掲載期間と継続)

第5条 広告を掲載する期間は、協会の事業年度（4月1日から翌年3月31日までの期間）の1年とする。ただし、年度の途中から広告を掲載する場合は、当該広告を掲載する日（月の初日）から3月31日までの期間とする。

2 広告掲載は、広告を掲載している者からの申し出がない限り、自動継続するものとする。

(広告掲載の申込み)

第6条 広告の掲載を希望する者は、「公益財団法人茨城県国際交流協会バナー広告掲載申込書」(別紙様式)により、協会に広告掲載を申し込むものとする。

(広告掲載の決定)

第7条 協会は、前条の規定により申し込まれた広告について、第2条及び第3条の規定により定められた要件に適合しているかを審査の上、その掲載又は不掲載を決定し、当該申込者に通知するものとする。

(広告原稿の作成及び提出)

第8条 前条の規定により広告掲載の決定を受けた者(以下「広告主」という。)は、第4条の規定に基づき作成した広告原稿の電子ファイルを、協会が指定する日までに、協会が指定する場所に提出するものとする。

2 前項の規定により作成する広告原稿に関する経費は、広告主が負担する者とする。

3 協会は、第1項の規定により提出された広告原稿の内容が第2条の規定に該当すると判断した場合は、広告主に対して修正を求めることができる。

(広告掲載料)

第9条 広告の掲載料は、1枠当たり年額36,000円とする。ただし、年度の途中の月から掲載される広告については、1枠当たり月額3,000円とする。

2 広告主が協会の団体賛助会員である場合は、広告掲載料を、1枠当たり年額24,000円とする。ただし、年度と途中の月から掲載される広告については、1枠当たり月額2,000円とする。

(広告主の責務)

第10条 広告主は、広告に関する一切の責務を負うものとし、広告により生じたいかなる紛争、苦情に関しても広告主の責任及び負担において解決するものとする。

(広告掲載の取消し)

第11条 協会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 第2条及び第3条の規定に該当すると判断したとき

(2) 第8条の規定による広告原稿が提出されないとき

(3) 第9条第2項の規定による広告掲載料が納付されないとき

2 協会は、前項の規定により広告の掲載を取り消した場合は、当該広告主に対して理由を付してその旨を通知するものとする。

3 協会は、第1項の規定により広告掲載を取り消した場合は、当該広告掲載料が納付されているときは、第9条第1項の規定により定める広告掲載料(月額)に基づき、広告掲載の取り消しを通知した日の属する月の翌月以降の月に係る広告掲載料を返還する。

(広告掲載の取下げ)

第12条 広告主は、自己の都合により、掲載中あるいは掲載予定の広告掲載を取り下げることができる。

2 広告主は、前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、書面等により協会に申し出なければならない。

3 協会は、前項の規定により広告掲載の取下げを受理した場合で、既に広告掲載料が納付されているときは、第9条第1項の規定により定める広告掲載料(月額)に基づき、広告掲載の取下げを受理した日の属する月の翌月以降の月に係る広告掲載料を返還する。

(広告掲載料の返還)

第13条 協会は、広告主の責に帰さない理由により、広告の掲載期間において当該広告を掲載しなかったときは、掲載しなかった日数に応じて、第9条第1項の規定により定める広告掲載料(月額)に基づき、日割り計算により算出した金額を広告主に返還する。ただし、当該広告を掲載しなかった期間が1か月単位につき1日未満の場合は、返還しないものとする。

(その他)

第14条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、協会の判断に従うものとする。

2 この要領に定めるもののほか、広告の取扱いに関して必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和4年4月21日から施行する。